

特別事業計画の変更の概要

1. 今回の変更の考え方

- 原子力損害賠償に万全を期すため、「要賠償額の見通し」に係る項目を中心に変更。
- 上記に加え、所要の変更も実施。

2. 主な変更内容

出荷制限指示等による損害、風評被害等の見積額の算定期間の延長、公共賠償の考え方の整理が進展したことに加え、除染等費用の一部について、応諾実績の増加や、除染等の進め方の整理が進展したことにより、一定の予見可能性が生じてきたこと等から、要賠償額は6,848億円増加し、10兆3,895億円となった旨を記載。

<要賠償額増加の内訳>

- 出荷制限指示等による損害、風評被害等の見積額の算定期間の延長、公共賠償の考え方の整理が進展したことによる増加等
…約2,533億円
- 除染等費用の一部について、応諾実績の増加や、除染等の進め方の整理が進展したことにより、一定の予見可能性が生じてきたことによる増加等
…約4,315億円

以上